



# 四国税理士会報

第446号  
2023.4.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二  
●編集人 / 秋山 千枝  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



## 主な記事

役員選挙ニュース  
広報部・業務対策部ニュース  
税理士記念日行事特集

丸山台と五台山

撮影者 高知支部  
宮崎 康平



ホームページのQRコードはこちら

## ||| 広報部ニュース |||

## 特別支援学校での租税教室

岡本 友彦（高知）

1月26日（木）高知県立山田特別支援学校にて、租税教室を行なってきました。

私自身、はじめて「特別支援学校」での実施でしたので「難しいのではないか」という不安がありましたが、いざやってみると全然そんな事はなく、逆に生徒さんたちの反応がよく、楽しく授業を進められました。税収の大きさを感じてもらおう札束のくだりも、はじめて1億円を積み上げて見せ、生徒さんたちと一緒に興奮してしまいました。

担任先生と事前の打ち合わせさえしっかりやっておけば、基本的には「いつも通りの租税教室」で大丈夫です。他の特別支援学校からの要望も多くあるようで、税理士の役割・使命の大事な一つとして、これからも積極的にやっていくべきだと感じました。



## 税理士記念日の無料税務相談会に参加して

鳴瀬 奈央（高知）

2月23日（木・祝）、高知県支部連合会恒例の高知市帯屋町商店街での税理士記念日無料税務相談会に、当支部から川田史衣会員、氏原有紀会員、沖澤咲貴子会員、私の女性税理士4名で参加しました。

あいにくの雨で寒い日でしたが、新聞広告を見て朝早くから並んでくださった方や通りすがりの方など、たくさんの方が相談に来てくださいました。

相談内容も多岐に渡り、中にはその場では十分な回答ができない相談もありましたが、相談のたびにこちらも勉強になり、なにより多くの方から「来て良かった」と言っていたことが嬉しかったです。



屋外で寒い中7時間という長丁場でしたが、来客が一段落したときにはみんなで談笑したり、差し入れの温かい飲み物やおやつをいただいて、和気あいあいの時間もあり、終わってみればあっという間でした。

大変良い経験になり、今後もこのような機会があれば積極的に参加していきたいと思いました。



# 税の広場

## 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、国外居住親族に係る扶養控除等の対象要件が厳格化されました。

居住者が、国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受けるためには、給与等又は公的年金等の支払者に一定の確認書類（親族関係書類・送金関係書類）の提出又は提示をする必要があります。

令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族（居住者の親族のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいいます。以下同じ。）のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者に限られました。

- （1）年齢16歳以上30歳未満の者
- （2）年齢70歳以上の者
- （3）年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
  - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
  - ② 障害者
  - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

給与又は公的年金等について、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする居住者は、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの申告書を提出する際、その国外居住親族に係る「確認書類」（「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」をいいます。以下同じ。）の提出又は提示をする必要があります。

（注）なお、確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合も、「確認書類」を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したことにより年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合の「確認書類」については、その必要はありません。

給与等の受給者が年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族で「①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」について扶養控除の適用を受けようとする場合には、扶養控除等申告書の提出時に現行の親族関係書類に加えて「留学ビザ等書類」を給与等支払者に提出又は提示する必要があります。なお、ここでいう留学ビザ等書類とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が出入国管理及び難民認定法の留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

また、給与等の受給者が年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族で「③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」について扶養控除の適用を受けようとする場合には、扶養控除等申告書の提出時に「親族関係書類」を給与等支払者に提出又は提示する必要があります。なお、ここでいう「38万円送金書類」とは、現行の送金関係書類であって、その扶養控除の適用を受けようとする人から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

上記の改定内容に関しては、国税庁サイトに「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等Q&A」が掲載されています。

# 今昔物語

## 今治港の今昔物語 .....

今治港は、瀬戸内海のほぼ中央、日本三大急潮と伊予水軍で知られる来島海峡航路に接し、大正11年には四国で初めて開港場に指定されるなど、古くから海上交通の要衝として重要な位置を占めてきました。

大正12年より9か年の継続事業として、国の直接施行による港湾の拡大改修が行われ、現在の今治港の原型はこの時期に形成されました。



【昭和9年完成当時の今治港】



【昭和32年頃】



【昭和42年今治港湾ビル完成】  
(鉄筋コンクリート造地上5階地下1階、塔屋1階建)

カーフェリー時代の幕開けといわれる昭和34年、愛媛県では初めて今治・三原を結ぶカーフェリーが就航し、この後45年に島嶼部航路、47年に神戸航路、51年に大島航路（下田水）と、相次いでフェリー航路が開設されました。また、海上交通にも高速化が要求されるようになり、昭和39年に尾道航路に水中翼船が就航して以来、ほとんどの航路に高速船が就航するようになりました。



### 【昭和55年フェリー基地】

筆者が働き始めた昭和60年頃の今治港は多くの航路が就航しており、島しょ部の関与先にかばん持ちとして同行する際は、高速船やフェリーに乗り、小旅行気分を味わえたものです。島での仕事は、船の時間に仕事を合わせる慌ただしいもので、高速船に乗り遅れフェリーで残業なんて事もしばしばありましたが・・・。

今治港の乗降客のピークは昭和49年に約300万人を記録しました。しかし車時代の到来そしてしまなみ海道の開通とともに船の交通の要所としての機能が薄れ、平成9年には180万人、平成11年には110万人、平成19年には55万人と減少を続け、平成21年には大型フェリー寄港もなくなってしまい、令和2年においては8万人と更に減少の一途をたどっています。



### 【平成28年7月30日にグランドオープンした みなと交流センター「はーばりー」】

海上交通の拠点として発展した今治港ですが、現在は交流と経済循環の拠点として再生させるために様々な施策が講じられています。今治市民のまつり「おんまく」、未来の船がここにある「パリシップ」、プロライダーによる市街地での自転車競技レース「今治クリテリウム」、日本一のマルシェを目指す「せとうちみなみマルシェ」など、今治タオルのような奇跡の復活をいのるばかりです。

引用先：今治市港湾漁港課

# 四国税理士共済会事業



## 税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

**簡単で使いやすい**  
インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

**報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載**

**振替日は8日、22日のどちらかを選択**

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

**NSSより朗報です**

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

## 関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



**振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択**

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

**資料のご請求はスマホでもOK!**

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者 **四国税理士共済会**  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先 [委託先会社] **NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル  
**0120-700-676**  
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納